

■ 共済契約証書のお届け日について

ご契約のお手続きが 2019 年 4 月下旬以降の場合、「改元」に伴う祝日・休日の影響により、共済契約証書をお届けするまで日数を要する可能性があります。

■ 元号表記について

共済契約証書は 2019 年 5 月 1 日作成分から「新元号」での表記になるため、2019 年 4 月 30 日以前の作成分に関しては、「平成」で表記されます。

弊組合作成のお客さま宛送付物・共済契約申込書等については、2019 年 5 月以降の日付が「平成」表記であっても有効です。なお、改元が共済契約の内容に影響を及ぼすことはありません。